

---

令和元年 第94回（定例）新 温 泉 町 議 会 会 議 録（第 5 日）

令和元年 6 月 26 日（水曜日）

---

議事日程（第 5 号）

令和元年 6 月 26 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 議案第 56 号 令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 議案第 57 号 令和元年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 3 議案第 58 号 令和元年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 4 議案第 59 号 令和元年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 5 議案第 60 号 令和元年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 6 議案第 61 号 令和元年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 7 議案第 62 号 令和元年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 8 議案第 63 号 令和元年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 9 議案第 64 号 令和元年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 10 議案第 53 号 西浜財産区管理委員及び西浜財産区補助委員の選任について
- 日程第 11 議案第 54 号 大庭財産区管理委員及び大庭財産区補助委員の選任について
- 日程第 12 議案第 55 号 八田財産区管理委員の選任について
- 日程第 13 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 14 請願第 1 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願書（産業建設常任委員長報告）
- 日程第 15 発議第 1 号 新温泉町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 16 議員派遣について
- 日程第 17 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 56 号 令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 議案第 57 号 令和元年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 3 議案第 58 号 令和元年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）に

- ついて
- 日程第4 議案第59号 令和元年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第60号 令和元年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第61号 令和元年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第62号 令和元年度新温泉町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第63号 令和元年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第64号 令和元年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第53号 西浜財産区管理委員及び西浜財産区補助委員の選任について
- 日程第11 議案第54号 大庭財産区管理委員及び大庭財産区補助委員の選任について
- 日程第12 議案第55号 八田財産区管理委員の選任について
- 日程第13 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第14 請願第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願書（産業建設常任委員長報告）
- 追加日程第1 意見書案第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第15 発議第1号 新温泉町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第16 議員派遣について
- 日程第17 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

---

出席議員（16名）

1番 池田宜広君	2番 太田昭宏君
3番 岩本修作君	4番 阪本晴良君
5番 森田善幸君	6番 中井次郎君
7番 重本静男君	8番 小林俊之君
9番 谷口功君	10番 宮本泰男君
11番 河越忠志君	12番 浜田直子君
13番 平澤剛太君	14番 竹内敬一郎君
15番 中村茂君	16番 中井勝君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 仲 村 祐 子君 書記 ..... 東 康次郎君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	西 村 銀 三君	副町長 .....	田 中 孝 幸君
教育長 .....	西 村 松 代君	温泉総合支所長 .....	太 田 信 明君
牧場公園園長 .....	藤 本 喜 龍君	総務課長 .....	井 上 弘君
税務課長 .....	長谷阪 仁 志君	町民安全課長 .....	西 村 徹君
健康福祉課長 .....	中 田 剛 志君	商工観光課長 .....	岩 垣 廣 一君
農林水産課長 .....	松 岡 清 和君	建設課長 .....	山 本 輝 之君
上下水道課長 .....	北 村 誠君	町参事 .....	土 江 克 彦君
浜坂病院事務長 .....	吉 野 松 樹君	介護老人保健施設ささゆり事務長	宇 野 喜代美君
会計管理者 .....	仲 村 秀 幸君	こども教育課長 .....	長谷阪 治君
生涯教育課長 .....	川 夏 晴 夫君	調整担当 .....	谷 渕 朝 子君
代表監査委員 .....	川 崎 雅 洋君		

---

午前9時00分開議

○議長（中井 勝君） 皆さん、おはようございます。第94回新温泉町議会定例会5日目の会議を開催するに当たり、議員各位には御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日は、令和元年度一般会計補正予算並びに特別会計及び公営企業会計の補正予算を中心に議事を進めてまいりたいと存じます。議員各位におかれましては格別の御精励を賜り、慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議員の皆様、おはようございます。定例会第5日目の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本日の御審議をお願いする前に、去る6月14日、議案第52号、教育長の任命同意についての審議中の職員の不適切な行為につきまして、議員の皆様には説明とおわびを申し上げます。この事案は、人事案件に伴う議会の特別な配慮に基づき議事運営をしていただいたにもかかわらず、一部職員が、第2委員会室において議決状況を傍聴しておりました。議会による配慮を無にし、職務専念義務違反となるこの軽率な行為により、信頼を損ねる事態を招きました。衷心より深くおわびを申し上げます。今回の事案の発生

原因や今後の対応策などについて、議長に御報告をさせていただいたところです。再びこのような事態が発生することのないよう、該当職員への処分はもとより、全職員へ周知徹底いたしますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

本日は、人事案3件、令和元年度一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算のほか、諮問案1件、請願1件及び発議1件につきまして、御審議を賜りたく存じます。議員各位におかれましては、連日の御審議をお願いすることになりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中井 勝君） 小林俊之君。

○議員（8番 小林 俊之君） 今の町長の発言について質問をしたいですけれども、時間をつくってください。

○議長（中井 勝君） どうぞ。

○議員（8番 小林 俊之君） いいですか。今、町長冒頭の挨拶の中で陳謝をされました。昨日、公式文書で議長宛てに町長から出ております。その内容と頭の部分は一緒なんですけれども、気にかかる点が数点ございますので、町長の姿勢とといいますか、当局の姿勢を尋ねてみたいと思います。

といいますのは、傍聴という言葉が使われましたね。町長や当局は、この前の事件を傍聴だと思っておられますか。傍聴というのは、そばで静かに聞く、つまり議長の許可を得て聞くわけですね、直接に。だから、別室で見聞きするということが傍聴ではなくて、何ていうんでしょうね、不適切な視聴とでもいうんでしょうかね。盗聴という声もありますけれども、そこは犯罪になりますので、そこまで触れませんが、不適切な視聴をしていたと。これを傍聴と表現すること自体が、当局が安易に考えてるんじゃないかというように思います。まず、その点が1点。

次に、氏名の公表がなされていません。こっそりと議場を見ていたと、盗聴ではないにしてもこっそりと見ていたと。でも、わび状には名前が出てこない。こっそりにこっそりの処分をするんですかね。信頼を損ねる事態を招いたというのであれば、信頼を回復するためにどうすればいいのかということが、これには書かれていない。信頼を回復するためには、しっかりと物事を出して、こうこうこういう事態がありましたと。だから、氏名を出して、この方をこういう処分にしますというのが妥当な部分ではないでしょうか。氏名を出すということに、何ですかね、いけない、不都合な部分もあるかもわかりませんが、そこはこの事案に関して、当然氏名を出すべきだと思います。この内容を見たらわかるのは、教育長候補者、わけもわからず入室したとのことであると書いてあります。わけもわからず入室した。一番の被害者だけははっきりわかりますね。かわいそうじゃないですか。あとの人はわからないと、誰がどうしたか。そういうことの部分をはっきり出さないと、信頼の回復にならないじゃないですか。ちゃんと処分をしましたよ、こういう何人を処分をしましたよと言っても、本当にされたのか、本当に反省してるのかということが、この文章から出てこない。

最後に、今後の対応策。これを見ても、議場のあり方、議会との対応のことが書いてありますね。そうじゃなくて、職員のコンプライアンスをどうするかということが第一番だと私は思うんですよ。その次にこの4番が来ると。そこが欠落していると思います。

何かいつも文句言ってるようで悪いですけども、この事案に関して大変寂しく私は感じております。以上です。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 傍聴という言葉を使ったというのは、その日、傍聴席にはたくさんの方の傍聴者もおられたというふうな、そういう、見て悪いとか、そういう状況ではなかったということで傍聴という言葉を使わせていただきました。確かに職務外の仕事ということで、傍聴ということはちょっと不適切だったかなと思っております。

それから、名前のことであります。担当職員、実は確認しますと、基本的には業務に関連した職員ばかりでありました。そういった意味で、本人たちも重々反省をいたしております。今回、名前の公表は控えさせていただきたい、そのように思っております。

コンプライアンスももちろんそうでありますけど、基本的には職員の、自分の持っている職務の一環として対応しとった、そういったものがルールを外してしまって、このような結果になった。そのように判断をさせていただきました。ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） ちょっと私は議長にお尋ねをしたいんですけども、この件の教育長人事の件で、要は委員会室、第1委員会室、第2委員会室、それから議会事務局も放送といいますか、スピーカーから本会議の内容が流れてくるわけですけども、このことについては、それをとめるということについては、当局にきちっとその旨を伝えておられたんでしょうか。私自身も全然こういうことをやってるということは知らなかったわけでありまして、そこら辺のところ、どうだったのか。いわゆる議員も知らなかった。そういう中で、議長には議場整理権というのがありますから、それはそれで理解はできるんですけども、議員に周知もせず、そういうことができるものなのか。通常のとおりとは扱いが違うと思うんです。ほかの議案の場合は全てオープンで流れてるわけですね。それと違うような措置をとられること自体が、私は何かもう違和感を感じます、こういうやり方は。いつも開かれた議会っていうのを議長自体が言われてるわけですから、私はそういう議論の内容は聞かれても問題ないと。それは当人についてはきちっとした配慮をするべきですけど、候補者については。だから、そこら辺のところをきちっと当局にも周知をしたのか。それから、この議会の全員に、そういうことでやりますよということでやられたのか。そこら辺のところをちょっと聞かせてください。

○議長（中井 勝君） それでは当職から。会議はルールにのっとって行っています。ルールというのは、会議規則であったり議員必携等に記載してありますので、一々申し

述べてはおりません。以上です。（発言する者あり）先ほど申し上げたとおりです。ルールにのっとって議事を進めております。議場の整理権は当職にありますので、一々申し上げなくてもそれは多分常識だと判断をさせていただいております。（「そうですか」と呼ぶ者あり）

いいですか。この件について何か。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 小林議員が質疑されましたのでそのことには触れませんが、処分について、処分されたんですか。これから処分されるんですか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） これからであります。

○議長（中井 勝君） よろしいですか、この件については。当職からも厳重に町長には注意を促しているところであります。また結果については御報告を受けたいと思います。以上です。

それでは、議事を進めます。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、第94回新温泉町議会定例会5日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

---

#### 日程第1 議案第56号

○議長（中井 勝君） 日程第1、議案第56号、令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和元年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じたので、御提案を申し上げるものであります。

内容につきまして、休憩中に担当課長が御説明を申し上げたとおりであります。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 内容につきましては、休憩中に担当課長から説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。質疑は歳出、歳入、一括で行います。

それではお願いします、質疑。

14番、竹内敬一郎君。

○議員（14番 竹内敬一郎君） 歳入のところで2点お伺いいたします。

○議長（中井 勝君） ページ数をお願いします。

○議員（14番 竹内敬一郎君） 4ページ、2項県補助金のマイ避難者カードの作成支援、これのもう少し具体的な内容をお聞きしたいと思います。

それと、その下の5ページ、6項雑入の、これも新規事業なんです、防災と福祉の

連携推進モデル事業、この2点の内容をもう少し詳しくお聞かせください。

○議長（中井 勝君） 西村町民安全課長。

○町民安全課長（西村 徹君） 2事業の今年度補正でお願いしてる事業でございます。

今年度、組織機構の改革で防災安全室が設置されまして、地域の防災力の強化であったり、住民と行政の協働による避難ということで、この2つの事業については県の新規事業でございまして、具体的なこの防災安全室の取り組みの一つでございます。この2つとも、やはり昨年7月の西日本豪雨が教訓になっておりまして、行政からの避難勧告等につきまして、それが避難行動に結びつかなかったということで、それに基づいた事業でございます。

まず、1つ目のマイ避難者カードということにつきましては、災害が起こったときではなくて、平常時から住民の皆さんに、自分の避難する場所あるいはどこに避難するのか、明るいとき、また暗いとき、またどのように避難するかということを一枚のシートで、1つの集落にワークショップを開きまして、個人個人がそのカードを話し合いながら確認をしていくという事業でございます。

それからもう一つの、防災と福祉の連携事業ということで、これについては、誰ひとり取り残されない、みんなが助かる、そんな避難を求めていくということで、地域の中に要支援者があって、その名簿をつくって、それを生かしていくと、個別支援計画をしていくということが以前から取り組みであったんですが、今回は、そういった地域の自主防災組織が福祉の専門職の協力を得るということで、ケアマネジャーは、介護保険等におきましては、平常時のサービス利用のケアプランをつくるわけですが、避難のための個別支援計画もあわせてつくっていくということで、平常時と災害時を連続的に捉えた、実効性の高い包括的な支援を行っていくということでございます。

○議長（中井 勝君） 14番、竹内敬一郎君。

○議員（14番 竹内敬一郎君） この避難者カードは、全住民に配付されるというふうに理解したらいいんでしょうか。これは町から配付されるのか、それと今言った地域の、例えば町内会長とか、そういう方から配付されるのか。それと、今言った、町内会費を払ってない住民の方もおられると思います。そういう人のところまでこのカードは届くのかどうか、確認します。

○議長（中井 勝君） 西村町民安全課長。

○町民安全課長（西村 徹君） この事業はモデル事業ということで、県で10カ所指定を受けておりまして、町におきましても全住民ということではなくて、1つの地域にモデルとしてさせていただいて、それを今年度、例えばこういう新温泉町のような中山間地の地域、あるいは都市部ではどうなのかということ県全体で検証いたしまして、それを今後広めていくという事業でございます。基本的には先ほど言いましたように、誰ひとり取り残されないという観点からいいますと、町内会に入っている、いないとか、そういうことは関係なしに呼びかけていくということでございます。

○議長（中井 勝君） 14番、竹内敬一郎君。

○議員（14番 竹内敬一郎君） 今現在、まだこのモデル地域の指定っていいですか、我が町ではそれは決まってないということですか。

○議長（中井 勝君） 西村町民安全課長。

○町民安全課長（西村 徹君） 今、1地域、交渉中でございますので、御了解はまだ得られてないという状況でございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 22ページの文化財保護費の日本遺産「麒麟のまち」推進協議会、負担金になっておりますが、この内容をちょっとお尋ねいたします。この推進協議会の事務所はどこに設置されるのでしょうか。そして、主な事業内容、これについてお尋ねをいたします。

○議長（中井 勝君） 川夏生涯教育課長。

○生涯教育課長（川夏 晴夫君） 日本遺産「麒麟のまち」推進協議会につきましては、鳥取市の中に設置をされます。事務的には、鳥取の麒麟のまちのDMOが実際には進めるような形で、6月27日、あすですけれど、設立総会があって実施をされるというふうに聞いております。協議会ができますと、主に麒麟獅子舞、日本遺産の情報発信として、ホームページ、また動画、リーフレットの作成とか、ブイアールコンテンツの作成等の事業、また公開活用事業ということで、麒麟獅子舞の情報発信拠点ということで、現在のところ、鳥取の因幡万葉歴史館の整備の充実等、そういう事業と、また人材育成ということで、ガイドの養成とか看板の設置などをこの3年間で文化庁の補助を受けて実施する予定になっておりまして、総事業としまして補助対象が6,360万円の事業に対しまして、令和元年度から事業費の2分の1の文化庁の補助、残りは自主財源ということで、そのうちを鳥取市とほかの6町で分けて実施をするということでありまして、割合としましては、鳥取市が負担分の85%、残り15%を6町で割るということで、初年度の負担金ということで、各市町47万円の負担ということで今回の補正に計上させていただいております。よろしく申し上げます。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

そのほか。

13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） 7ページの企画費の関係の部分でお伺いいたします。総務教育の委員会の資料で、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、この関係事業での補正ということで、国から100パー補助が出るということで町の負担がないこと、それから、取り組み自体はおもしろいなと思いついて見させていただいておりますが、数点お伺いしたいのが、昨日、電気自動車を、今、本町に2台あるものを見せていただきました。この事業内容を見てみますと、大きい部分では小型電気自動車を3台、リー

スで導入するということところが事業のかなめになってくるのかなと思いますが、お伺いしたいのは、この小型自動車3台、まず、どこに置くのか。そしてもう1点は、この自動車の保険の関係はどういうふうになっていますか。

○議長（中井 勝君） 田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 置く場所については、今、まさに協議中ということで、湯村とかあるいは浜坂とかいう形で、今、御案内とかいう形をしていただかなあきませんので、そのあたりを当たっているところでございます。

保険につきましては、このレンタルする際の条件として、保険に入って、対人、対物無制限、あるいは人身障がい3,000万円程度の保険に入るということをリースの中に込めてさせていただき予定にしております。

○議長（中井 勝君） 13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） 設置場所に関しては、既に本庁舎に1台、公用車の屋根のついた駐車場の中に入っておりますけども、例えばこの浜坂の本庁舎周りっていうのは、駐車場が少ないんですよ、支所に比べると。町民の方が使われる駐車場にしても、来庁者の駐車場にしても少ない中で、あえてこの公用車、ただで借りれるからいいんじゃないとならないように、きちっと配慮していただきたいなと思います。

それから、この事業の二酸化炭素の排出抑制対策ということでこの事業を取り入れまされども、これを業務委託で原料の解析業務というのが入っておりますが、この部分、詳細を教えてください。どういった事業者に、どのような内容で依頼されるのか。

そしてもう1点、保険に関して。対人、対物の保険がリースの中に入っているということでおっしゃいましたが、この導入を想定されているトヨタのコムスなんですけども、プリウスミサイルっていう言葉を御存じですか。高齢者の自動車の事故がふえている、アクセルとブレーキの踏み間違いなどでふえている。ちょっと台数もあるんですが、プリウスに乗っていて追突事故を起こすっていうケースが、新聞報道などでも大きな事故の中にも見受けられます。電気自動車やハイブリッド車の特徴として、アクセルを踏んでも、プリウスの場合ですと特に、スタートの段階ではモーターで始動しますので、音が静かだと。たまたま停車中にニュートラルに入っていた車両が、気づかずに発進しようとしてアクセルを踏むと、進まないで慌ててドライブに入れる。ブレーキを踏まずにドライブに入れますので、慌てた、御年配の方に限らずなんですけども、エンジン音がしませんから、モーターの回転数が上がっている中で、アクセルを踏みっ放しでドライブに入り、前に追突するというケースがあるそうです。俗にプリウスミサイルと言われる事故なんですけども、このたび導入されるコムスに関して、非常に音が静かですね。一人乗りの自動車、職員の皆さんは恐らく乗りなれてないですし、運転の特徴的な部分、電源を入れたらすぐニュートラルからスタートして、ブレーキ踏みっ放しのところからスタート。音もなくすうっとスタートするところをきちっと把握されるのかなというのを一つ危惧するところです。事故のリスクが非常に高いのではないかな

と。職員の公務上のそういった事故のリスクが上がるような内容にならないように。対人、対物というのは当然相手に対しての部分ですけれども、事故を起こさないことが大事だと思いますので、きちっとそういう対応をしていただきたいと思います。その部分もお聞かせください。

○議長（中井 勝君） 田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 事業者については、ちょっと私、事業者名までは把握してないんですけども、こういった分析をするところが1社あると聞いておりまして、その該当の事業者に委託をしていこうかなと考えているところです。

また、先ほどおっしゃいました、オートマチック車と同じように、踏まなくても出ていくというのはそういった機能になっているということです。先ほども申し上げましたけれども、乗車する場所でしっかりと説明して、取り扱いを理解をしていただかないと、まず、事故になるおそれが十分考えられます。そういった意味で、そこで場所と案内をしていただける方を、今、調整をしているというところでございます。

また、実際に聞いても運転してたら忘れてしまうかもしれませんので、そういった意味では、シフトレバーの操作時にブレーキペダルから足を離さないように、注意喚起するような表示を、そういったハンドルであるとか、ちょっと場所はまだ特定はできませんけれども、そういった表示をして、注意喚起を図るという形で、事故防止にはつなげていきたいと考えているところでございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 6ページの総務一般管理費の関連で、一般質問でもお尋ねしましたけれど、労働安全衛生委員会が月1回というのが法で定められているにもかかわらず、実質的には年1回開いているかいらないか、それも曖昧なほどの状況だという実態があるというふうに聞いていますが、なぜそうなのか。これからどうしようと思っているのか、そのあたりを説明してください。

それから、今議論がありました企画費の業務委託料、CO<sub>2</sub>削減量解析業務とは一体どういうことをすることなのか。業務の内容を教えてください。

それから、そのEV自動車3台をレンタルして、CO<sub>2</sub>削減のモニタリング計測をするという、これについてももう少し説明をしてください。

それから、その委員会資料で、町内イベントにおけるPRブースの設置と。何をPRしようとしてるのかなど。トヨタのこのEV自動車をPRするためにこんなことをやってるのかなど誤解されないような事業になるんですか。何か自治体が大企業の手先になってPR効果を発揮するなんていうばかげたことにならないように、何でこんな事業を今ここでやらなければならないのか。もう少し事業導入の意図といいますかね、何をしようということなのか、行政として一体何をどうしようとしてるのか。たまたまいい話があったからそれに乗りましたと。ちょっと何か軽薄な感じがしますよ。

○議長（中井 勝君） 田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 先日の説明でもあったんですけども、1キロ、電気代としては3円という形になりますので、一般的にガソリン車の燃費からすると、電気自動車にすることによって排出ガスを抑制する、しかも経済的にも少し有利になるというところで、できるだけ地球温暖化の、排出ガスを抑制するという、パリ協定でそういった目標が2020年以降、排出ガスを抑制していこうという枠組みの中で、一つのエコな取り組みとしてやっていこうと。また、温泉施設を皆さんで使うことで、ウォームビズとかクールチョイスということで、個々でそういった、おうちで暖めるとたくさんエネルギーが要るんだけど、こういった温泉施設を活用することで、集まってすることで、燃料消費を減らしていこうというふうな取り組みが、今回取り組みを提案しまして、この今回の補助金は二酸化炭素排出抑制対策事業というふうな形の補助金をいただくという形になっておりますので、そういった取り組みであると。その一環でのEV自動車の利用でございますので、その点をPRをしていく必要があるのかなと考えております。

また、分析につきましては、走行距離がこれぐらいで、逆算する世界だと思っておりますけれども、走行距離から考えると、排出ガスをこれぐらい抑制していることになりやすいというふうな部分で、どれぐらいの効果があるかというのを分析をするということになろうかと思えます。

労働安全衛生委員会につきましては、ちょっと総務課で事務局をしておりますので、実態を確認して、法で定められた対応ができるように取り組んでまいりたいと思えます。

○議長（中井 勝君） いいですか。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） メーカーがやったらいいことじゃないんですか。何で今、我が町がそういうことをやらなければならないのか。電気代が安く上がりますよ、CO<sub>2</sub>削減できますよ、どんどんこの車を買ってくださいよ、その手先になるというイメージありませんか。だから、もう少し本当の狙いを、パリ協定っていう言葉は何か大層に聞こえますよ。いかにも、二酸化炭素を減らすために我が町が努力をしていますというふうに見えるけど、表題は。実際はトヨタのEV自動車のコマーシャルではないんですか。

労働安全衛生委員会が、なぜ月1回しなければならないものが年1回やっているかいないかというような実態になっているのかということを知っていて、実務的な処理がどうなっているかということを知っているんじゃないんですよ。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） このエコカー導入の経緯、本町はエコ・コンパクトタウン構想のもとで、現在、前岡本町政時代から動いております。その一環として、今回このEVカーのテスト導入を決めたということでもあります。今回、初めてこういう車が発売されたということで、鳥取市なども導入しているという経過もあります。そういったものを

ぜひ取り入れることによって、町のエコ・コンパクトタウン構想にちょっとでも、何ていいますか、研究を重ねる中で、そういうまちづくりをやっていきたいと、そういう一環であります。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 労働安全衛生委員会のことでございます。私どもが実態をしっかり把握できていないということが大変いけないわけですけども、議員の御指摘のとおり、なぜ実態がそうなのかということ、十分精査して対応してまいりたいと思います。

○議長（中井 勝君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） EV自動車、きのう実際に見せていただいて、その中でも議論があったんですが、雨の日、それから雪の日は使えないと。つまり、安全上極めて、室内の空調設備がついていないと。だから、一応、何ていうんですか、雨がかからないように、シートで両サイドが覆われるようになっている。そのシートを閉めてしまうと曇ってしまうと。雪道には適応できないというようなものが、本当にこの町にふさわしい自動車ですか。もう半分ぐらいは使えない日になってしまうんじゃないんでしょうか。何か本当に真面目にやってるのって言いたいんですよ。

○議長（中井 勝君） 田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） このリース期間は約4カ月を想定しております。先日見ていただいたときに、もっと前倒しをして、雪が降らない間に活用したほうがいいんじゃないかなという御指摘を踏まえまして、そのとおりだなと考えております。これから夏本番でございますけれども、雨や雪の少ないこの秋口をターゲットにして、御懸念の部分をできるだけないように対応してまいりたいと思います。

○議長（中井 勝君） あと、労働安全委員会の件については、また後刻でも後日でも報告してくれますか、総務課長。

○総務課長（井上 弘君） はい。

○議長（中井 勝君） そのほか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 20ページから21ページにかけて、教育総務費、社会教育費、それから保健体育費の中での、それぞれ事務局費であったり、社会教育総務費であったり、保健体育総務費であったり、給与等がかなり大きな額で減額補正という格好になってるんですけども、この内容と、この想定外が起こった原因等を報告していただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 川夏生涯教育課長。

○生涯教育課長（川夏 晴夫君） 4項の社会教育費の減額につきましては、4月1日の人事異動に伴います給与の補正ということで上げております。社会教育総務費につきましては、4月1日に1名減ということであります。公民館費につきましても、主査の配

置が主事になったということで、給与の減ということでもあります。図書館につきましても、係長が配置が4月1日から臨時になったということでもあります。また、5項の保健体育費の総務につきましても、主査の配置が1名減ということで、4月1日の人事異動に伴います給与の補正ということでもあります。よろしくお願いします。

○議長（中井 勝君） 長谷阪こども教育課長。

○こども教育課長（長谷阪 治君） 事務局費につきましては、説明のどこに見ていただきましたら、特別職で106万8,000円の減ということで、教育長不在の4月、5月の減額ということでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） この予算立てをされたときから、全く1名減ったとか、主査が主事になったとか、そういったことはあるのかなと思うんですけども、臨職に変わったとかいう形で、例えば社会教育費でいくと、300万円以上の額がぽんと減ってるといふことでの人事の予定がここまで変わるものかなと思うんですけども、その辺のイレギュラーなことが起こった原因っていうのは何かございますでしょうか。

○議長（中井 勝君） 人事ですから。

井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 当初予算の編成時には、まだ人事が確定しておりません。そうした中で、4月1日で人事が確定して、会計間の異動であったり、昇給、昇格、それから、それぞれの款の中の異動、そういったことがございまして、このたび6月の補正でそれぞれの費目で補正をさせていただいているという状況でございます。

○議長（中井 勝君） いや、なぜそういうような状況になったかって言ってる。たまたまですか。多少の増減はあっても、こんなに変わるほど人事が動いたと解釈するんですか。答弁。

井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） この4月の異動で、一般質問のときにも御説明をさせていただきましたけども、88名の異動がございました。それに伴って、今回、補正が生じてる部分もございます。この異動につきましては、職員のこれまでの経験年数であるとか、適材適所、そういったことに配慮した異動でございます。それによって異動が少し大規模になって、この補正を招いたということでございます。

○議長（中井 勝君） いいですか。（「総括」と呼ぶ者あり）全部。一括も含めてです。（「総括も含めて」と呼ぶ者あり）全体と総括。

15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 総括質疑で、所管の部分もあるんですけど、含めての総括ということで。企画の中で、けさの新聞に豊岡－鳥取間の高速バス運行ということが出て、とっても新鮮な情報がありました。僕は、所管で総務教育常任委員会にいるんですけど、交通政策の部分で、僕はこの話題というのはとても大事という気がします。一

方では山陰線を守るとか、そういう部分で、従来、よう手をつけななんだ部分、だから、浜坂と鳥取間を走るんですよね、500円でバスが。こんな話題を、例えば今回の委員会でも、多分情報としては知っとなんたと思う。こんなことが何で教えてもらえんのかなと。民間のすることですからといっても、全但バスですよ、これだけ密接な。町営バスの運行をしとる全但バスのやることを、そんな情報が入ってこんな仕組みなんですか。非常に残念。この一連の中で、新聞より先に僕らに教えてくれやというような意見もありましたよね。いやいや、知らなんだっていうだったら、仕方ないけど。知らんっていうことだったら、とんでもない話。敏感に情報収集しなさいなって言いたい。知り得たことは、町民に広く関係することは、ぜひ議会にも流してほしい、そう思います。

それから、麒麟のまち推進協、これも所管なんですけど、日本遺産になると国から交付金が。（発言する者あり）総括ですよ。（発言する者あり）交付金がウン千万円たしか交付されるんですよね、関係市町に。その辺の市と、今回負担金が47万円あったけど、負担金出すどころか、もらわんといけんの違うかな、活動費なりね。だから、その辺の仕組み、推進協は何をするのか、交付金の受け皿なのか、その辺を教えてください。

それから、これ所管ではありませんので、避難者カード、ワークショップどうのこうのってのがあったんですが、非常にいいことだと思いますし、ただ、課長は現状をどう認識しとるか。うちにおける避難者カードの現状というのは、どういうふうに認識しとるかということを聞きたいと思います。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 今の豊岡－鳥取バスの件につきましては、先月、山陰線と米子鉄道管理局、それから鳥取市の1市5町、それから新温泉町、香美町の交通体系の懇話会がありました。その席、県の職員さんからは、そういう鳥取－豊岡の直通バス、県がやるということを聞いております。正式には、そういう会議の場で全員に報告をされたんですけど、町には正式にまだ案内っていいですか、資料は来ておりません。そういうところで、先月知ったということで、詳しい内容については今、新聞に出てわかったわけですけど、そういう料金体系についても、バスが通るよということで、県主導でやるという内容しかわかっておりません。そういう状況でありますので、追って来るとは思っておりました。

あとの点については、担当課長がお答えをいたします。

○議長（中井 勝君） 川夏生涯教育課長。

○生涯教育課長（川夏 晴夫君） このたびの麒麟のまちの推進協議会もそうですし、昨年度の北前船の推進協議会につきましても同様であります。認定になりますと、文化庁から3年間補助金がおりてきます。その受け皿は、各構成市町によります推進協議会をつくって、そこが受け皿として事業を展開していくということで、北前船も麒麟獅子に

についても同じ流れということで、この認定に伴います事業、先ほど言いましたような情報発信とか、あと環境整備、普及というような事業は、この推進協議会が取り組むということでもあります。文化庁の補助につきましては、1市6町の県域全てをカバーする事業ということでありまして、個々の構成市町に交付金ということでおいてくるものではありません。これは北前船もそうです。ただ、北前船の場合は、事業の10分の10が全て文化庁の補助でありましたが、ことし文化庁の補助が見直されたということで、事業内容については2分の1補助ということがありまして、麒麟のまちにつきましては2分の1の文化庁の補助ということで三千数百万円の補助で、6,000万円近くの事業の中の残りが各市町の負担分ということでありまして、その負担分を、先ほど言いましたように、85%と15%で割り振って事業を展開していくということで、その負担金が、重なりますけど、初年度47万円の負担ということで、3年間で79万5,000円の負担をして、県域全域の事業を展開していく流れになっております。よろしくお願います。

○議長（中井 勝君） 西村町民安全課長。

○町民安全課長（西村 徹君） 災害時の避難の現状の認識ということで、自主防災会の訓練ということで取り組んで、積極的に取り組んでいる地域もございます。今年度も広報を通じまして、国のガイドラインの改定等についても行政としてお知らせをしているところでございますが、地域によって、なかなか全てが同じようにということにならない部分もあろうかと、取り組みにやはり差があるのではないかと考えております。今回のこのマイ避難者カードについては、ワークショップということで、一人一人が確認をし合うということで、一つのツールとして、みずからの命はみずからで守るということの考え方についての再認識ということで取り組みたいと考えております。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） けさ新聞をじっくり見てなかったんですけど、兵庫県が行う事業でございますか。それにしては、先月に初めて聞いた、そういうものなんだらあか。やっぱりもうちょっと、県と町の、結構情報交換の場はあると思うし、特に具体的な交通政策担当課なんかでは、もっと早い段階でこんなこと知るとと違うんですか。何だ、県は県だ、町は町だって。町は町なりに、e-出張って言って、鉄道利用を推進するとか、そんなことをしながら、一方でしよるのにね、県、ええとこ取りというか、ついそこを走らせて、皆さんが使ってもらったら、観光の部分でもねってというようなことがあったんですけど、もうちょっと何かうまい連携してほしいなって。合意形成というかですね、やっぱりしてほしいなという気がします。町長に言っても仕方がない分があるかもわからんですけど、もう少し行政としての対応をうまくしてほしいなという気がします。

それから、麒麟のまちの推進協、所管で。何かそこまで聞いてなかったような気がちょっとするもんでね、改めて疑問に思って聞いたんですけど、ようわかりました。ただ。

(発言する者あり)

○議長(中井 勝君) そこ、静かに。6番議員、静かに。

○議員(15番 中村 茂君) だから、一体全体麒麟のまちの推進協が、どれだけのボリューム、どれだけの事業、何千万円をもってやる、それがどういうもんだっていうことも、やっぱり説明されたほうがええと違うかなと。当然、その事業の一環で、この町でもせんなんことがあるでしょうし、共通してせんなんこともあると思う。もうちょっと説明欲しかったなと。今の説明で大体わかりました。また全体事業なり推進協なりの事業わかりましたら、資料提供いただければと思います。

それから、避難者カードであります。前回の防災訓練でも、避難者カード記入しましょう、そんな取り組みしましたよね。各派遣の職員が、温度差あったんですけど、避難者カードの書き方の説明とか、そんなことをしてきた経過がある。今回、モデル地域で、地域ってというのは、温泉地域、浜坂地域、旧学校単位でいったら八田地域とか、地域、地域って言われたんだけど、そういう地域ですか。それとも集落ですか。集落の中だけで、ある例えば干原の中だけでワークショップして、村民というか、その人らの認識を上げるという取り組みなんですか。町全体に反映させるものではない、ある集落だけなのか。それは八田地域なのか。その辺の明快な答弁が欲しいです。以上、3点。

○議長(中井 勝君) 田中副町長。

○副町長(田中 孝幸君) 県の事業でありながら聞いていないという厳しい御指摘いただきましたので、改めて県民局等に事前提供を申し入れたいと思います。

○議長(中井 勝君) 川夏生涯教育課長。

○生涯教育課長(川夏 晴夫君) このたびの総務教育常任委員会の中に資料としては項目で上げさせていただいておりましたが、その際に、具体的なシステム等の説明不足ということで、申しわけありません。また詳しい資料につきましては提出をしていきたいと思っています。先ほど言いましたように、あすですけど設立総会があって、動いてくるということになります。ただ、補足ですけど、推進協議会につきましては、各構成市町の観光協会の代表、また自治体の副町長クラスによる実行委員会ということになります。実際の進めるに当たっては、北前船もそうなんですけど、一般財団法人、北前船の場合は北前船拡大機構というところが実際にいろんな事業を展開しているということになります。この麒麟獅子につきましても、実際の動きとしましては麒麟のまちDMOが中心となって展開をしていくというふうに認識しております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長(中井 勝君) 西村町民安全課長。

○町民安全課長(西村 徹君) 議員御指摘のように、これまでから防災訓練等におきまして、そういったカードの記入であったりということもございましたので、それらの成果を踏まえ、また今回それを改めて検証するというところで、私の報告の中に地域という言葉があったかと思いますが、今回のモデル事業については集落ということで、

1つの集落を対象として、それを今後検証して、フィードバックして広げていきたいと考えております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

5番、森田善幸君。

○議員（5番 森田 善幸君） 15ページ、有害鳥獣の施設のことで、きのうのちょっと続きのような質問になるかもしれませんが、捕獲解体業務についてですが、これは、きのうの説明では、多可町の業者に委託をするということと、あと、ただ解体する方はできるだけ地元から雇用してもらうということでしたが、結局その委託料としては多可町の業者に支払いまして、多可町の業者が人件費というか、雇用で解体の実質的な作業料をその方に払うというような仕組みなのか、ちょっとそこを確認と、それから、現時点での想定で結構ですので、1頭1頭でその都度作業をされるのかという、ある程度という面をお尋ねしたいんですが、冷蔵庫の保存というので、長期間の保存というのはとても無理だと思うんで、その日に来たのは次の日とか、そういった形でされるのか。現状の想定でどういうふうにされるのか、教えていただきたいと思います。

それから、17ページの商工振興費のプレミアム商品券事業。これは一般的な毎年行っているプレミアム事業ではなしに、国の消費税増税対策における住民税非課税の方と、それから2歳以下の子供のおられる家庭に配られる分というふうに聞いてるんですが、この費用というのは事務的な経費なんですが、全てそちらの分で、引きかえ券の業務関係で、実際の券の業務は商工会が両方行うと聞いてるんですが、そちらは入っておらずに、全てこの引きかえ券に関する事務的業務というふうに解釈していいということでしょうか。そこら辺の内容をお尋ねします。以上です。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 御質問いただきました捕獲解体の件でございます。御質問のとおり、業者に委託をしまして、その中で解体をしていただく方に支払っていたと、このように進めていくように考えております。

それから、解体をどのように進めていくかというお話でした。昨日も、持ち込みの状況であるとか、その辺がわかりませんが、これまでの委員会資料の中で、大体1日に解体ができるのが5頭ではないだろうかというような御説明をさせていただいております。そういった中で、それを基準といたしまして、調整をしながら進めていく必要があるのかなと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） プレミアム商品券事業についてでございます。今回補正で上げさせていただいておりますのは、郵便料等の追加ということで補正を上げさせていただいております。事務の内容として、役場のほうで、非課税者の方につきましては申請を受け付けて、その申請に基づきまして引きかえ券を送らせていただきます。子育ての方につきましては申請の必要がございませんので、直接引きかえ券を送らせてい

ただきます。その後の業務でございますけれども、商品券の引きかえ以降、商品券を引きかえる、あるいは商店で商品券を使われて、それを換金する業務については商工会で委託業務としてお願いをする予定でございますので、事務の経費の分担としては商工会の委託料に、引きかえ以降、もちろん商品券の作成も入っておりますけれども、そういった業務も含めて、商工会の委託事業として扱うということになっております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 5番、森田善幸君。

○議員（5番 森田 善幸君） そうしたら、今回の補正には、商工会は入っていないことでしょうか。14節のプリンター借り上げ料という部分は、これはプレミアム商品券と別個の事業ですかね、サンシーホールから使うプリンターの借り上げ料と説明があったと思うんですが、こちらもプレミアム商品券に関することですか。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 補正の中身につきましては、全てこの2目の項目、プレミアム商品券事業についてでございます。内訳といたしましては、委員会資料の中で細かくは書かせていただいておりますけれども、郵便料、一つが、商品券を送るためには簡易書留としてするというもの、あるいは送らせていただいたときに、返信用の封筒もつけるということ、この郵便料でございます。先ほど議員お話のように、作業としてサンシーホールの小会議室を予定しております。その中でパソコンの準備等、今進めておりますけれども、そのADSLの使用料とそこで使いますプリンターのリース料をこのたび上げさせていただいております。それを全部ひっくるめて148万9,000円という補正でございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。ないですか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） それでは、質疑を打ち切ります。

質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時06分休憩

午前10時06分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、議案第57号から議案第64号までの令和元年度特別会計及び公営企業会計8会計の補正予算につきましては、一括上程し、質疑、討論、採決は会計ごとに行います。

日程第2 議案第57号 から 日程第9 議案第64号

○議長（中井 勝君） 日程第2、議案第57号、令和元年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第3、議案第58号、令和元年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第4、議案第59号、令和元年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第5、議案第60号、令和元年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第6、議案第61号、令和元年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第1号）について、日程第7、議案第62号、令和元年度新温泉町水道事業会計補正予算（第1号）について、日程第8、議案第63号、令和元年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第1号）について、日程第9、議案第64号、令和元年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第57号、令和元年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてから議案第64号、令和元年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第1号）についてまでにつきましては、それぞれ補正を行う必要が生じたので、御提案を申し上げるものであります。

内容につきましては、休憩中に担当課長が御説明を申し上げたとおりであります。よろしく願いをいたします。

○議長（中井 勝君） 内容につきましては休憩中に担当課長から説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

議案第57号、令和元年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され

ました。

議案第58号、令和元年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第59号、令和元年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第60号、令和元年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され

ました。

議案第61号、令和元年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第62号、令和元年度新温泉町水道事業会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第63号、令和元年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され

ました。

議案第64号、令和元年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。30分から。

午前10時15分休憩

午前10時30分再開

○議長（中井 勝君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

日程第10 議案第53号

○議長（中井 勝君） 日程第10、議案第53号、西浜財産区管理委員及び西浜財産区補助委員の選任についてを議題といたします。

2番、太田昭宏君並びに10番、宮本泰男君は、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当いたしますので、退場を求めます。

〔2番 太田昭宏君・10番 宮本泰男君退場〕

○議長（中井 勝君） 上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、現管理委員及び補助委員が令和元年6月27日をもって任期満了となるため、後任の管理委員及び補助委員を選任するものです。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（中井 勝君） 総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、議案第53号、西浜財産区管理委員及び西浜財産区補助委員の選任について御説明いたします。説明の都合上、審議資料の67ページをごらんください。

上段と下段とございます。上段に根拠法令を記載しております。地方自治法の抜粋を添付しております。地方自治法296条の2で、条例で財産区に財産区管理会を置くこ

とができるとなっております。第2項では、財産区の管理委員は7人以内、それから第3項では、非常勤とし、その任期は4年とするということが自治法ではうたわれております。下段に根拠条例としまして、新温泉町西浜財産区管理会設置条例の抜粋をつけております。第2条の第1項で、西浜財産区に財産区管理会を置く。第2項では、管理会は財産区管理委員7人をもって組織する。第3項で、委員を補助するために補助委員を置くことができる。また、委員の選任では第3条で、委員は西浜財産区の区域内に3か月以上住所を有する者で、新温泉町の議会の議員の被選挙権を有する者の中から、町長が議会の同意を得て選任する。第2項では、補助委員についても同様となっております。

それでは、議案第53号に戻っていただきまして、西浜財産区管理委員としまして、西岡安雄氏、以下、西崎昭夫氏まで、以上7名、それから、めくっていただきまして、西浜財産区補助委員としまして、松上鉄雄氏から平田清己氏まで、以上4名、選任同意をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。いいですか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、これから採決に入ります。

本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

2番、太田昭宏君並びに10番、宮本泰男君の入場を認めます。

〔2番 太田昭宏君・10番 宮本泰男君 入場〕

○議長（中井 勝君） 太田昭宏君並びに宮本泰男君にお伝えします。

議案第53号は同意することに決定しました。

---

#### 日程第11 議案第54号

○議長（中井 勝君） 日程第11、議案第54号、大庭財産区管理委員及び大庭財産区補助委員の選任についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、現管理委員及び補助委員が令和元年6月

27日をもって任期満了となるため、後任の管理委員及び補助委員を選任するものです。  
内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 議案第54号、大庭財産区管理委員及び大庭財産区補助委員の選任について御説明いたします。説明の都合上、審議資料の68ページをごらんください。

上段の根拠法令につきましては、先ほどの53号と同様ですので省略をさせていただきます。下段の部分に根拠条例といたしまして、新温泉町大庭財産区管理委員会設置条例の抜粋をつけております。第2条の第1項で、新温泉町大庭財産区に財産区管理委員会を置く。第2項では、管理委員は財産区管理委員7人をもって組織する。第3項で、委員を補助するため補助委員を置くことができる。また、委員の選任では、第3条で、委員は大庭財産区の区域内に3カ月以上住所を有する者で、新温泉町の議会の議員の被選挙権を有する者の中から、町長が議会の同意を得て選任する。また、第2項では、補助委員についても同様とするとなっております。

それでは、議案第54号に戻っていただきまして、大庭財産区管理委員としまして、中田雄久氏、以下、山本健児氏まで、以上7名、それから、めくっていただきまして、大庭財産区補助委員としまして、宇野通眞氏から次ページの水田則嗣氏まで、以上11名の選任同意をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、これから採決に入ります。

本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

## 日程第12 議案第55号

○議長（中井 勝君） 日程第12、議案第55号、八田財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、現管理委員が令和元年6月30日をもっ

て任期満了となるため、後任の管理委員を選任するものです。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 議案第55号、八田財産区管理委員の選任について御説明いたします。説明の都合上、審議資料の69ページをごらんください。

上段の部分に根拠法令を記載しておりますけども、先ほどの議案53号、54号と同様ですので省略をさせていただきます。下段に根拠条例としまして、新温泉町八田財産区管理会設置条例の抜粋をつけております。第2条第1項で、新温泉町八田財産区に財産管理会を置く。第2項に、管理会は財産区管理委員7人をもって組織する。それから、委員の選任では、第4条で、委員は八田財産区の区域内に3カ月以上住所を有する者（世帯主）で、新温泉町の議会議員の被選挙権を有する者の中から、町長が議会の同意を得て選任するとなっております。

それでは、議案第55号に戻っていただきまして、八田財産区管理委員としまして、太田勲氏、以下、大久保賀津之氏まで、以上7名の選任同意をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、これから採決に入ります。

本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

### 日程第13 諮問第1号

○議長（中井 勝君） 日程第13、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、現委員、中村善明氏が、令和元年9月30日をもって任期満了となるため、後任の推薦について意見を求めるものであります。今回推薦の太田さかえ氏は、町内の小学校での臨時教諭の経験や、民生、児童協力委員、

民生委員、児童委員などを歴任され、介護施設訪問のボランティア、高齢者や障がい者との触れ合い活動などを経験してこられ、民生委員、児童委員時代での活動や研修などの経験をもとに、高齢者や子供に対する人権問題に取り組みたいとされており、適任と考え、御提案を申し上げるものであります。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番、池田宜広君。

○議員（1番 池田 宜広君） この方がどうこうというわけではございません。審議資料の70ページ、第9条は十分に理解をしていただいた上でという解釈でよろしいですか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 十分説明をいたしております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、これから採決に入ります。

本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 日程第14 請願第1号

○議長（中井 勝君） 日程第14、請願第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願についてを議題といたします。

請願に対する委員会の審査報告を求めます。

岩本産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員会委員長（岩本 修作君） それでは、請願審査報告をいたします。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、新温泉町議会会議規則第93条の規定により報告をいたします。

1、審査事件、請願第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願書。令和元年6月12日、産業建設常任委員会に付託。

請願者、兵庫県豊岡市日高町野ノ庄900-1、但馬高教組会館内、但馬労働組合総連合、議長、田中博之。

2番、審査の結果。令和元年第94回新温泉町議会定例会1日目、6月12日の本会議において、本委員会に付託された事件であります。その後、会期中における審査事件といたしまして、令和元年6月19日開催の委員会において審査を行いました。本請願は、最低賃金の地域間格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するものであります。当委員会は本請願の趣旨を妥当と認め、全会一致で採択すべきものといたしました。

以上で請願審査報告といたします。

○議長（中井 勝君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

この請願に対する委員長の報告は、採決です。

この請願を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、この請願は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時47分休憩

午前10時49分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

#### 追加日程第1 意見書案第1号

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。ただいま意見書案第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定いたしました。

追加日程第1、意見書案第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本件に対する提出者の趣旨説明を求めます。

4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） それでは、意見書の案につきまして、朗読をもちまして説明にかえさせていただきます。

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書（案）。労働者の4割が非正規雇用、4人に1人が年収200万円以下のワーキングプアとなり、平均賃金は2000年に比べ15%も目減りしている。世界に例のない賃金の下落が、消費低迷、生産縮小、雇用破壊と貧困の拡大を招いており、政府が賃上げによる経済の好循環を目指すことは、理論的には正しい。2018年の地域別最低賃金は、最高の東京で時給985円、兵庫県では871円、最も低い地方では761円にすぎず、フルタイムで働いていても年収120万から150万円しか得られないのでは、人間らしいまともな暮らしはできない。また、地域間格差も大きく、兵庫県と東京では、同じ仕事をしていても時給で114円も格差があるため、若い労働者の都市部への流出を招いてしまっている。安倍首相は、最低賃金を毎年3%程度引き上げて加重平均で1,000円を目指すとして述べ、GDPにふさわしい最低賃金にするとして、現在の最低賃金の水準の低さを認め、引き上げを進めることを述べた。しかし、2010年に行われた雇用戦略対話では、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指すとした、政労使による三者合意が成立している。毎年3%程度では、雇用戦略対話での合意を先延ばしし、格差と貧困の解消をおくらせるだけである。世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は低水準と地域格差が特異点であり、先進諸国のグローバルスタンダードに近づけるためには、最低賃金の地域間格差の是正、全国一律への改正と金額の大幅な引き上げが必要である。最低賃金1,000円以上は中小企業には支払いが困難との意見もあるが、欧州の先進諸国の最低賃金は、購買平価換算で、時間額1,000円以上、月額約20万円以上は普通であり、そうした高い水準の最低賃金が労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせている。その現実を保障するために、政府が率先して大規模な中小企業支援策を講じて、最低賃金引き上げを支えている。日本でも公正取引ルール確立を進め、中小企業への支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要がある。人間らしく生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることのできる。

以上の趣旨により、下記の項目が早期に実現されるよう強く要望する。

記。1、政府は、ワーキングプアをなくすため、政治決断で最低賃金を速やかに1,000円以上に引き上げること。

2、政府は、全国一律最低賃金制度の確立と、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。

3、政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業の負担を軽減するための

直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。令和元年6月26日、衆議院議長様、以下5名宛てに、議長からの提出ということになります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。御苦労さまでした。

質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

別紙意見書案を原案のとおり決定し、政府関係機関に提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決することとし、別紙意見書を政府関係機関に提出することに決定しました。

お諮りいたします。ただいま採択されました意見書第1号について、字句等の整理を要する場合は、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、字句等の整理を要する場合は、議長において処置することに決定しました。

---

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 先ほど労働安全衛生委員会の件で、後刻報告とさせていただいておりました件について報告をさせていただきます。昨年度の実態でございますけれども、昨年度、労働安全衛生委員会を3回開催いたしております。その中では、心の健康チェックであったり、職員の病気休暇の状況、こういったものについて協議をいたしております。法定どおりできていなかったということにつきましては、我々の認識が甘かったと言わざるを得ないと思います。今後、改善してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） それについて、9番、谷口功君、いいですか、質問があれば許可しますけど。いいですか。

---

#### 日程第15 発議第1号

○議長（中井 勝君） 日程第15、発議第1号、新温泉町議会委員会条例の一部改正

についてを議題といたします。

上程議案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

8番、小林俊之君。

○議員（8番 小林 俊之君） 新温泉町議会委員会条例の一部改正について趣旨説明を行います。これにつきましては、以前よりいろいろな意見がありました議会のあり方について、平成30年10月26日に議会あり方検討会議が組織され、今日まで6回の会議を開き、全員協議会でも5回の協議を重ね、議員の皆さんから多くの意見をいただいております。その中でも、常任委員会のあり方について一定のまとめができましたので、委員会条例の一部改正として提案をいたします。

提案理由といたしましては、常任委員会が専門的な調査及び審査を行う機関としての機能を一層高め、効率的な委員会運営を行うとともに、議会の活性化を図ることを目的として、常任委員会を総務産建常任委員会及び民生教育常任委員会に再編するため、所定の改正を行うものであります。

審議資料の71ページをごらんください。第2条の現行(1)の総務教育常任委員会を総務産建常任委員会に、6人を8人に。総務教育を総務、企画、税務、産業及び産建に。(2)の産業建設常任委員会を民生教育常任委員会に、5人を8人に。産業建設を生活、保健、福祉、医療及び教育に。(3)を削除いたします。

72ページの右の図はイメージ図でございます。下の2、常任委員会における所管事務調査といたしまして、(1)審査方法は現行どおりとする。(2)休会中の所管事務調査は、ア、協議事項、条例、予算等を基本とする。イ、協議事項に関する要綱等の制定、一部改正等は、報告事項として調査をする。(3)閉会中の所管事務調査として、ア、閉会中の委員会を活用し、計画的に調査を行う。イ、報告事項のうち工事発注状況及び進捗率、施設等利用状況については資料添付とし、全部の説明は要しない。

附則をごらんください。施行期日といたしまして、1、この条例は公布の日以後、最初に行われる常任委員会の改選の日から施行する。11月の予定でございます。経過措置といたしまして、2、この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の新温泉町議会委員会条例第2条の規定により常任委員会に付議されている継続審査事件は、この条例による改正後の新温泉町議会委員会条例第2条の規定により、当該継続審査事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなすいたします。

本日提出といたしまして、提案者は私、新温泉町議会議員、小林俊之でございます。賛成者といたしまして、新温泉町議会議員、中村茂議員、新温泉町議会議員、岩本修作議員、新温泉町議会議員、谷口功議員であります。

以上でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（中井 勝君） 提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） お尋ねいたします。提案理由で、機能を一層高め、効率的な委員会運営を行うとともに、議会の活性化を図ることを目的としてっていうことで、3常任委員会を2常任委員会にされるということでもありますけども、現在も十分機能を発揮してるように私は思ってるんですけども、提案者としてどんな認識を持っておられますか。一層高めるといのは、どう高めるのか。その具体的な内容がちょっと説明がないんで。それから、効率的な委員会運営とは何をいうのか。具体的に説明をしてください。

○議長（中井 勝君） 小林議員。

○議員（8番 小林 俊之君） 機能を一層高めるとい部分ですけども、現在、3委員会で委員の数が約5名です。活発に意見をされることはされますけれども、5名の委員の意見よりも8名の委員の意見のほうが、一層充実した多くの意見が出てくる。そのことが、一層高めるといぐあい理解をしています。そのこともあわせて、効率的な委員会運営を行うといことになるというように理解をしています。以上です。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 現在、私は必要性を感じてないんです。極めて活発な議論がされてますし、5名であろうが、それだけのきちとした対応がされてると思うんですけども、いわゆる効率的なっていう考え方がどこにあるのか。それから、実際にこれ、いわゆる休会中には、報告書を除いて、あと、協議事項、そういうもんが中心になるわけです。それから、閉会中の委員会開かれた場合のことですけども、その場合には報告を審議をするという形で、あり方検討会議の中でも説明がされてました。その分ける理由、これはどういうことになるんでしょうか。いわゆる報告だけは閉会中にやると、そういうことになるのかなと思うわけですけども、それが効率的な常任委員会運営になるんでしょうか。その点、お尋ねします。

○議長（中井 勝君） 小林議員。

○議員（8番 小林 俊之君） 効率的なということですけども、全員協議会で5回、いろいろ説明をしながら協議をしてまいりました。たくさん意見もございましたし、それぞれの意見がいろいろ違う部分がございます。その中で、まとめとしてこういうぐあいにまとめたのが一番いいではないかということでまとめましたので、その辺の部分は御理解をください。いろいろな意見があるということは十分理解をしています。

また、説明の部分に分けてというように言われましたけれども、現状では報告事項等の説明に多大な時間を要しているという部分がございます。その部分は事前資料とかその他で十分熟読していただきまして、内容の濃い協議事項を中心に委員会運営を進めていったほうがいいのではないかと考えています。その部分を効率的といぐあいに理解していただいたらと思います。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 閉会中に委員会が開かれる、いわゆる発言の機会がそこ

で保障されるわけですけど、それによって。その委員会が開催される保障っていうのはどこにあるんでしょう。

○議長（中井 勝君） 小林議員。

○議員（8番 小林 俊之君） 委員会はいつでも開くことができます。そのことをあえて1回とか2回と保障するというものではなく、自発的に委員会活動として、委員長を中心として委員の皆さんが活動していくということに重きを置くべきだというように考えております。だから、特に何回とか回数を保障するものではなくて、何回でも精力的にやっていただきたいという意図がここに含まれていると理解をしてください。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

○議員（8番 小林 俊之君） では、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） お諮りをいたします。（発言する者あり）

討論があるようです。質疑を終結し、討論に入ります。

まず、本案に対し、反対者の発言を許可します。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） それでは、発議第1号、新温泉町議会委員会条例の一部を改正する条例に反対の討論をいたします。

その理由として、今回の改正の根本になってるのは、過去に総務常任委員会において委員長が病欠をし、副委員長が委員長席に座り、委員が2人となったときに、その委員が新人であり、議論ができなかったと、このようなことが出発点となったのであります。

第2として、提案理由で、常任委員会が専門的な調査及び審査を行う機関としての機能を一層高め、効率的な委員会運営を行うとともに、議会の活性化を図る目的だと述べておられます。

しかし、現在の3委員会とも極めて活発な議論がされています。そして、定例会においても、毎回13名以上の議員が一般質問を行い、議員有志による研修会が持たれ、議会報告会も2年連続で開催されるなど、前議会とは比べ物にならないほど活動がされているところであります。第3に、3委員会を2委員会にすることによる弊害があると私は考えます。常任委員会における所管事務調査、審査方法については現行どおり、(2)休会中の所管事務調査、アとして、協議事項、条例、予算等を基本とする。イ、協議事項に関連する要綱等の制定（一部改正）等は、報告事項として調査をする。(3)として、閉会中の所管事務調査、アとして、閉会中の委員会を活用し、計画的に調査を行うと述べておられます。閉会中の委員会の開催は、委員長の権限によるものであります。それとも、委員の半数以上の要求によることになるわけであり、これでは開かれない可能性もあるわけです。こういった点では、発言や調査の機会も保障されるものではありません。休会中は協議事項を調査し、報告事項を閉会中の委員会を利用して行うと言っています。

これまでの常任委員会での調査では、報告事項に多くの意見が出されています。報告事項と協議事項を行うことにより、事務調査の形式をこのような形式を踏襲することにより、より専門的な調査及び審査機能が発揮されると考えてるところであります。当議会の運営について、みなし付託や休憩にしての補正予算の説明、定例会における一般質問のあり方など、極めて改革が必要とされる点が残されています。現在機能が発揮されている常任委員会の改革より、そちらの課題解決が先だと思っております。そのことをもって反対の理由といたします。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し、賛成者の発言を許可します。

13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） 発議第1号、新温泉町議会委員会条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

この改正を語るに当たっては、まず、平成20年9月の新温泉町議会議員定数条例の制定を語らなければなりません。平成17年の合併後、20人だった議員定数を16人に減らすものであり、翌21年に実施された町議会議員選挙から施行されたものです。言うまでもなく、平成の大合併における一番の効果は行政コストの削減であり、多くの自治体では特例を使いながらも、議員定数を減らす方向で議論が進んだものであります。その中で本町においても、20人の議員定数を16人に減らすことになったと記憶しております。

一方で、新温泉町議会委員会条例については、3常任委員会の形式を変更せず、議員定数に合わせて委員の人数のみを変えた改正にとどまりました。総務教育常任委員会が7人から6人に、産業建設常任委員会が6人から5人に、環境福祉常任委員会は7人から5人にそれぞれ減らしました。このときから10年たつ中、先輩議員に伺いますと、たびたび2委員会とする議論はあったが、議員全員協議会で意見が一致しなかったとのことあります。そうした中、このたびのあり方検討会議を得た発議となったところあります。我々議員もその経歴であったり、ふだん活動する地域での関係性の中で、得意な分野があります。このたびの改正については、3委員会を2委員会に減らすという改正ではなく、委員会で議論にかかわる人数をふやす改正であると考えたい。委員会の構成人数がふえれば、さまざまな議員の個性が活かされ、一つの議案に関するより濃密な審議が可能になります。

以上のように、町民のために一つ一つの審議を深めることのできるこの発議に賛成いたします。議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（中井 勝君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 12番、立ってますね。

賛成13、多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議員派遣について

○議長（中井 勝君） 日程第16、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣につきましては、お手元に配付しました1件について、派遣することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

---

#### 日程第17 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○議長（中井 勝君） 日程第17、委員会の閉会中における所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、別紙のとおり閉会中における所管事務調査の申し出がなされておりますので、これを承認したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり承認することに決定しました。

---

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。今期定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。

第94回新温泉町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る6月12日の開会以来、本日まで15日間にわたり、条例の制定及び改正、令和元年度一般会計補正予算、工事請負契約の締結など、重要な案件について審議してまいりました。

審議に当たっては、議員各位の極めて熱心な御審議により、それぞれ適切妥当な結論が得られたものであり、その御精励に対し、深く敬意を表します。

また、町長を初め、執行部の皆さんにおかれましては誠意を尽くした説明をいただきました。審議の過程での意見並びに提言を十分尊重され、今後の町政運営に十分反映されますよう強く望むものであります。

結びに、議員各位並びに町当局におかれましては、町政進展のため御努力を賜りますよう御祈念を申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 6月定例会の閉会に当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げます。

今期定例会におきまして、私どもの提案させていただきました議案全てにわたりまして、原案どおり御議決を賜り、まことにありがとうございました。

季節の変わり目でございます。議員各位におかれましては、一層御自愛の上、新温泉町のさらなる発展に向けて、一層の御支援、御協力を心よりお願いを申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中井 勝君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

第94回新温泉町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時20分閉会

---